

京都市告示第428号

平成27年10月30日京都市告示第425号（公営住宅法施行令第2条第1項第4号に規定する数値の決定等）の一部について、平成28年12月1日から「1 平成28年12月1日適用分」に改め、平成29年1月1日から「2 平成29年1月1日適用分」に改めます。

平成28年11月29日

京都市長 門川 大作

1 平成28年12月1日適用分

「

西野山市営住宅	第7棟	202号, 208号, 308号 及び402号	0.9520
		その他	0.8320
	第8棟	108号, 203号, 205号 及び505号	0.9520
		その他	0.8320
	第9棟	105号, 109号, 203号, 205号から207号まで 301号, 307号, 309号 407号及び503号	0.9520
		その他	0.8320

」

を

「

西野山市営住宅	第7棟	202号, 208号, 302号, 308号及び402号	0.9520
		その他	0.8320
	第8棟	108号, 203号, 205号, 407号及び505号	0.9520
その他		0.8320	

	第9棟	104号, 105号, 109号, 203号, 205号から207号まで 301号, 307号, 309号 407号及び503号	0.9520
		その他	0.8320

」

に,

西野山市営住宅	第11棟	206号, 407号, 409号 及び508号	0.9520
		その他	0.8320

」

を

西野山市営住宅	第11棟	206号, 209号, 407号, 409号及び508号	0.9520
		その他	0.8320

」

に,

川西市営住宅	第2棟	101号から105号まで, 201号から205号まで 及び207号	0.9010
		206号及び208号	1.0210
		305号, 401号, 402号, 408号, 502号, 504号,	0.9710

		505 号及び 507 号	
		その他	0.8510

」

を

「

川西市営住宅	第 2 棟	101 号から 105 号まで, 201 号から 205 号まで 及び 207 号	0.9010
		206 号及び 208 号	1.0210
		305 号, 401 号, 402 号, 404 号, 408 号, 502 号, 504 号, 505 号及び 507 号	0.9710
		その他	0.8510

」

に,

「

石田東市営住宅	第 4 棟	101 号, 202 号及び 205 号	0.9252
		102 号から 107 号まで, 201 号, 203 号, 204 号, 206 号及び 207 号	0.8052
		303 号, 403 号, 404 号 及び 407 号	0.8752
		その他	0.7552

」

を

「

石田東市営住宅	第4棟	101号, 103号, 202号 及び205号	0.9252
		102号, 104号から107 号まで, 201号, 203号, 204号, 206号及び207号	0.8052
		303号, 403号, 404号 及び407号	0.8752
		その他	0.7552

」

に,

「

石田東市営住宅	第6棟	101号から106号まで 201号, 202号及び204 号から206号	0.8052
		203号	0.9252
		301号及び304号	0.8752
		その他	0.7552

」

を

「

石田東市営住宅	第6棟	101号から104号まで, 106号, 201号, 202号及 び204号から206号	0.8052
		105号及び203号	0.9252
		301号及び304号	0.8752
		その他	0.7552

」

に,

「

石田西市営住宅	第1棟	101号から103号まで, 105号, 106号, 109号及 び202号から207号まで	0.8052
		104号, 107号, 108号, 201 号, 208号及び209号	0.9252
		302号, 304号, 306号 及び402号	0.8752
		その他	0.7552

」

を

「

石田西市営住宅	第1棟	101号から103号まで, 105号, 106号, 109号及 び202号から207号まで	0.8052
		104号, 107号, 108号, 201 号, 208号及び209号	0.9252
		302号, 304号, 306号, 308号及び402号	0.8752
		その他	0.7552

」

に,

「

石田西市営住宅	第3棟	101号から107号まで, 201号, 202号及び204 号から207号まで	0.8052
---------	-----	---	--------

		203号	0.9252
		404号及び505号	0.8752
		その他	0.7552

」

を

「

石田西市営住宅	第3棟	101号から107号まで, 201号, 202号及び204 号から207号まで	0.8052
		203号	0.9252
		307号, 404号及び505号	0.8752
		その他	0.7552

」

に,

「

石田西市営住宅	第9棟	101号から104号まで, 106号, 201号から 203号まで, 205号及び206号	0.8052
		105号及び204号	0.9252
		301号, 406号及び502号	0.8752
		その他	0.7552

」

を

「

石田西市営住宅	第9棟	101号から104号まで, 106号, 201号, 202号, 205号及び206号	0.8052
---------	-----	--	--------

		105号, 203号及び204号	0.9252
		301号, 406号及び502号	0.8752
		その他	0.7552

」

に改めます。

2 平成29年1月1日適用分

「

檜原市営住宅	第3棟	101号から108号, 110号, 201号から205号まで及び207号から210号まで	0.8617
		109号及び206号	0.9817
		308号, 406号及び510号	0.9317
		その他	0.8117
	第4棟	101号から108号まで, 201号から204号まで及び206号から208号まで	0.8617
		205号	0.9817
		その他	0.8117

」

を

「

檜原市営住宅	第3棟	109号, 206号, 308号, 406号及び510号	0.9817
		その他	0.8617
	第4棟	205号	0.9817

		その他	0.8617
--	--	-----	--------

」

に改めます。

(都市計画局住宅室住宅管理課)